

託送供給約款 新旧対照表

| 旧 | 区 分 | 新 |
|---|--|--|
| <p>I 基本事項</p> <p>3. 用語の定義 この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 託送供給依頼者 ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために、当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みにする方を含みます。）をいいます。</p> <p>(2)～(45) 省略</p> <p>(46) 供給者切替 以下省略</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>I 基本事項</p> <p>3. 用語の定義 この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 託送供給依頼者 ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために、当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。</p> <p>(2)～(45) 省略</p> <p>(46) 供給者切替<u>え</u> 以下省略</p> |
| <p>4. 引受条件 当社は、<u>以下の条件に適合する託送供給をこの約款により引き受けます。</u></p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、<u>小売供給契約時に</u>交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出すること。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができる。</p> <p>(16) 省略</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>追 記</p> | <p>4. 引受条件 当社が<u>この約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、引き受ける託送供給が、当社が託送供給依頼者の託送供給を行う期間を通して以下の条件に適合したものであることが必要となります。</u></p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、<u>ガス事業法第14条第1項の規定による説明をするときに</u>交付する書面（以下、「<u>小売供給契約締結前に交付する書面</u>」<u>という。</u>）に記載し、需要家等へ通知し（<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってガス事業法施行規則第13条第11項各号に掲げるものによるものを含む。</u>25(6)、28(2)、30(3)、VI、39、41、42、43、44(2)において同じ。）、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出すること。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができる。</p> <p>(16) 省略</p> <p><u>(17) 託送供給依頼者が需要場所へ小売供給を行うガス小売事業者でない場合には、当該託送供給依頼者は、必要に応じて、ガス小売事業者と連携して、この約款に基づく託送供給依頼者の義務を履行し、及び協力すること。</u></p> |
| <p>II 託送供給契約の申し込み</p> <p>8. 検討の申し込み — 受入検討の申し込み —</p> <p>(1) 当社の導管にガスの注入を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして当社に検討（以下「受</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>II 託送供給契約の申込み</p> <p>8. 検討の申込み — 受入検討の申込み —</p> <p>(1) 当社の導管にガスの注入を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして当社に検討（以下「受</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|--|---------------------------------------|--|
| <p>入検討」といいます。)の申し込みをしていただきます。受入検討申し込みは1受入地点につき1検討といたします。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>— 供給検討の申し込み —</p> <p>(3) 需要場所に対するガスの払出の検討(以下「供給検討」といいます。)を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に1検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みにあたり、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(4) 省略</p> | <p>変更 変更 追記</p> | <p>入検討」といいます。)の申し込みをしていただきます。受入検討申し込みは1受入地点につき1検討といたします。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申込受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>— 供給検討の申し込み —</p> <p>(3) 需要場所に対するガスの払出の検討(以下「供給検討」といいます。)を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に1検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みにあたり、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申込受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(4) 省略</p> <p><u>(5) 当社が別途定める基準に該当する場合は、供給検討の申し込みを不要とします。</u></p> |
| <p>9. 託送供給の可否の検討及び通知</p> <p>(1) 当社は、8の受入検討の申し込みがあった場合には、4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に、託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を付します。</p> <p>(2) 当社は、8の供給検討の申し込みがあった場合には、4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に、託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には、託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申し込みに係る払出の引き受けが不可能な場合には、その理由を付します。</p> <p>(3) 申し込みの内容により(1)、(2)に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。</p> <p>10. 契約の申し込み及び成立</p> <p>— 基本契約の申し込みの場合 —</p> <p>(1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の3か月前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 基本契約の申し込みに際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に基本契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>(3) ~ (4) 省略</p> | <p>変更 変更 変更 変更 変更</p> | <p>9. 託送供給の可否の検討及び通知</p> <p>(1) 当社は、8の受入検討の申し込みがあった場合には、4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に、託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を付します。</p> <p>(2) 当社は、8の供給検討の申し込みがあった場合には、4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申込受付日から3か月以内に、託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には、託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申し込みに係る払出の引き受けが不可能な場合には、その理由を付します。</p> <p>(3) 申し込みの内容により(1)、(2)に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。</p> <p>10. 契約の申し込み及び成立</p> <p>— 基本契約の申し込みの場合 —</p> <p>(1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の3か月前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 基本契約の申し込みに際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に基本契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>(3) ~ (4) 省略</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|---|---|--|
| <p>— 託送供給料金（3部料金）での個別契約の申し込みの場合 —</p> <p>(5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、<u>託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）の15日前の日</u>までに、個別契約の申し込みをしていただきます。ただし、<u>ガス小売事業者の倒産、業務停止等により、継承先のガス小売事業者からの突発的な個別契約の申し込みの場合は、この限りではありません。</u> 供給者切替による託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(6) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。</p> <p>(7) 個別契約は、当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。</p> <p>(8) 個別契約申し込み時の契約最大払出ガス量は、供給検討申し込み時の「最大払出ガス量」の10パーセントを下回らないこととします。なお、払出ガス量の最大値を計量するためのガスメーター等を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。また、当該需要場所における払出ガス量の最大値の一部を計量するガスメーター等を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該ガスメーター等で計量する部分の契約最大払出ガス量に、ガスメーター等で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は<u>原則として5営業日以内</u>に行っていただきます。</p> <p>(11) ～ (12) 省略</p> | <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> | <p>— 託送供給料金（3部料金）での個別契約の申し込みの場合 —</p> <p>(5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、<u>以下に定める日</u>までに、個別契約の申し込みをしていただきます。ただし、<u>やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(11)に基づきお知らせいたします。</u></p> <p><u>①「供給者切替え」の場合</u></p> <p>・託送供給開始日の前日から起算して15日前まで</p> <p><u>②「供給者切替え」以外の場合</u></p> <p>・託送供給開始日まで</p> <p><u>なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29(7)または29(13)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。</u> 供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(6) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。</p> <p>(7) 個別契約は、当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。</p> <p>(8) 個別契約申込時の契約最大払出ガス量は、供給検討申込時の「最大払出ガス量」の10パーセントを下回らないこととします。なお、払出ガス量の最大値を計量するためのガスメーター等を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。また、当該需要場所における払出ガス量の最大値の一部を計量するガスメーター等を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該ガスメーター等で計量する部分の契約最大払出ガス量に、ガスメーター等で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。<u>ただし、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合には、ガスメーターの能力にそれぞれの圧力に該当する係数を乗じた値を、契約最大払出ガス量の設定に用います。</u></p> <p><u>最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・2</u></p> <p><u>最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合・・・4</u></p> <p><u>最高圧力が1.0メガパスカル以上の場合・・・通過するガスの圧力に応じて別途定めます。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は<u>4営業日以内</u>に行っていただきます。<u>ただし、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。</u></p> <p>(11) ～ (12) 省略</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|--|--|---|
| <p>— 託送供給料金（2部料金）での個別契約の申し込みの場合 —</p> <p>(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、<u>託送供給開始日</u>までに個別契約の申し込みをしていただきます。供給者切替による託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(14) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。</p> <p>(15) 個別契約は、当社が託送供給依頼者の個別申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。</p> <p>(16) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は<u>原則として5営業日</u>以内に行っていただきます。</p> <p>(17) ~ (18) 省略</p> | <p>変更 変更 変更 変更 変更</p> | <p>— 託送供給料金（2部料金）での個別契約の申し込みの場合 —</p> <p>(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、<u>以下に定める日</u>までに、個別契約の申し込みをしていただきます。<u>ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(17)に基づきお知らせいたします。</u></p> <p>①「供給者切替え」の場合 ・託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで</p> <p>②「供給者切替え」以外の場合 ・託送供給開始日まで</p> <p><u>なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29(7)または29(13)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。</u>供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(14) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。</p> <p>(15) 個別契約は、当社が託送供給依頼者の個別申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。</p> <p>(16) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は<u>4営業日</u>以内に行っていただきます。<u>ただし、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。</u></p> <p>(17) ~ (18) 省略</p> |
| <p>11. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2)、(3)、(4)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(3) 当社は、25の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社と他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、託送供給依頼者が、4の引受条件で定める条件又は9(1)、(2)で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、(2)、(3)、(4)により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。</p> | <p>変更 変更 変更 変更 変更</p> | <p>11. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2)、(3)、(4)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(3) 当社は、25の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社と他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、託送供給依頼者が、4の引受条件で定める条件又は9(1)、(2)で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、(2)、(3)、(4)により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|---|---|--|
| <p>Ⅲ 料金等の算定</p> <p>14. 検 針</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 当社は、(3)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、④の場合は、託送供給依頼者から別に定める金額を申し受けます。</p> <p>① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）</p> <p>② 29に定めるところにより、個別契約を終了した日</p> <p>③ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>④ 託送供給依頼者の求めにより、当社が合意した日に供給者切替を行う日</p> <p>⑤ その他当社が必要と認めた日</p> <p>(5) ガスメーターの取替又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ、当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合は、この限りではありません。</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>Ⅲ 料金等の算定</p> <p>14. 検 針</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) ガスメーターの取替え又は検査、故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 当社は、(3)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、④の場合は、託送供給依頼者から別に定める金額を申し受けます。</p> <p>① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）</p> <p>② 29に定めるところにより、個別契約を終了した日</p> <p>③ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>④ 託送供給依頼者の求めにより、当社が合意した日に供給者切替えを行う日</p> <p>⑤ その他当社が必要と認めた日</p> <p>(5) ガスメーターの取替え又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ、当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合は、この限りではありません。</p> |
| <p>16. ガス量の計量及び算定</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 当社は、(4)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。</p> <p>以下省略</p> | <p>変 更</p> | <p>16. ガス量の計量及び算定</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 当社は、(4)の結果を当社が設定する検針期間の最終日から5営業日以内に託送供給依頼者に通知いたします。ただし、やむを得ない理由により、(4)の結果を検針期間の最終日から5営業日以内に通知することが困難な場合には、検針期間の最終日から5営業日以内にその旨を通知いたします。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>18. 補償料</p> <p>(1) 個別契約中途解約補償料</p> <p>当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満前に解約された場合（契約締結後、託送供給開始日前に当該契約を解約する場合を含みます。）には、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、個別契約中途解約補償料として申し受けます。ただし、供給者切替のうち託送供給依頼者のみを変更する場合等、当社が認めた場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。</p> <p>以下省略</p> | <p>変 更</p> | <p>18. 補償料</p> <p>(1) 個別契約中途解約補償料</p> <p>当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満前に解約された場合（契約締結後、託送供給開始日前に当該契約を解約する場合を含みます。）には、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、個別契約中途解約補償料として申し受けます。ただし、供給者切替えのうち託送供給依頼者のみを変更する場合等、当社が認めた場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。</p> <p>以下省略</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|---|---------------------|---|
| <p>19. 料金等の支払</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>以下省略</p> | <p>変更</p> | <p>19. 料金等の支払</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。<u>なお、当社は、託送供給依頼者にお知らせしたうえで、支払義務発生日を含む月（以下「支払義務発生日」といいます。）が同じ複数の託送供給料金及び補償料をまとめて請求することがあります。その場合、託送供給料金及び補償料の支払期限日を、支払義務発生日の翌日の月末日といたします。</u></p> <p>以下省略</p> |
| <p>20. 保証金</p> <p>(1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申上込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当該託送供給依頼者の想定託送供給料金の3か月分（前3か月分又は前年同期の同一期間の託送供給料金その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>以下省略</p> | <p>変更</p> | <p>20. 保証金</p> <p>(1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当該託送供給依頼者の想定託送供給料金の3か月分（前3か月分又は前年同期の同一期間の託送供給料金その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設、その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター本体費用及び負荷計測器の設置が必要な場合のその本体費用は当社が負担します。また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事については、別途、「36. 内管工事に伴う費用の負担」、「37. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担」に定めるものといたします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 託送供給の申上込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と工事に関する契約を別途締結いたします。</p> <p>以下省略</p> | <p>変更</p> <p>変更</p> | <p>21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設、その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター本体費用及び負荷計測器の設置が必要な場合のその本体費用は当社が負担します。また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事については、別途、「36. 内管工事に伴う費用の負担」、「37. 本支管及び整圧器の新設・入取替えに伴う費用の負担」に定めるものといたします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 託送供給の申込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と工事に関する契約を別途締結いたします。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>IV 託送供給</p> <p>25. 託送供給の制限等</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 託送供給依頼者は、(1)から(5)に定める託送供給の制限等に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたし</p> | <p>変更</p> | <p>IV 託送供給</p> <p>25. 託送供給の制限等</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 託送供給依頼者は、(1)から(5)に定める託送供給の制限等に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、需要家へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたし</p> |

| 旧 | 区 分 | 新 |
|---|----------------------------------|---|
| ます。 | | ます。 |
| <p>28. 立ち入り</p> <p>(1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者及び需要家等の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者及び需要家等の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます）</p> <p>② 供給施設の検査のための作業</p> <p>③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業</p> <p>④ 25の規定による託送供給の制限又は中止のための作業</p> <p>⑤ 26の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業</p> <p>⑥ 29の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業</p> <p>⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業</p> <p>⑧ その他保安上必要な作業</p> <p>(2) 託送供給依頼者は、(1)に定める需要家等の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結時^後に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>28. 立ち入り</p> <p>(1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者及び需要家等の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者及び需要家等の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます）</p> <p>② 供給施設の検査のための作業</p> <p>③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業</p> <p>④ 25の規定による託送供給の制限又は中止のための作業</p> <p>⑤ 26の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業</p> <p>⑥ 29の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業</p> <p>⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業</p> <p>⑧ その他保安上必要な作業</p> <p>(2) 託送供給依頼者は、(1)に定める需要家等の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結前^前に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> |
| <p>V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等</p> <p>29. 託送供給契約の継続、変更及び終了</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の3か月前までに、基本契約の変更の申し込みにしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8(1)に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。</p> <p>(3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前までに、基本契約の終了の申し込みにしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。</p> <p>— 3部料金での契約の場合 —</p> <p>(4) 個別契約期間の満了日の15日前までに(5)又は(7)の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要さずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガスを超過した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、(5)の申し込みがない場合は、当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10(5)に規定する契約の申し込みにしていただく場合があります。</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等</p> <p>29. 託送供給契約の継続、変更及び終了</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の3か月前までに、基本契約の変更の申し込みにしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8(1)に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。</p> <p>(3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前までに、基本契約の終了の申し込みにしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。</p> <p>— 3部料金での契約の場合 —</p> <p>(4) 個別契約期間の満了日の15日前までに(5)又は(7)の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要さずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガスを超過した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、(5)の申し込みがない場合は、当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10(5)に規定する契約の申し込みにしていただく場合があります。</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|---|----|---|
| <p>(5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の15日前までに契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。</p> | 変更 | <p>(5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の15日前までに契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。</p> |
| <p>(6) (5)の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって個別契約が変更されるものとします。</p> | 変更 | <p>(6) (5)の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって個別契約が変更されるものとします。</p> |
| <p>(7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日まで(ただし、供給者切替による契約終了の場合は15日前まで)に、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。</p> | 変更 | <p>(7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。なお、供給者切替の場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して15日前までに申し込みをしていただきます。ただし、供給者切替の場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10(5)または10(13)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。</p> |
| <p>(8) (7)の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものといたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。</p> | 変更 | <p>(8) (7)の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものといたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。</p> |
| <p>(9) 託送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い当社に報告していただきます。報告は、原則として5営業日以内に行っていただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。</p> | 変更 | <p>(9) 託送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は、4営業日以内に行っていただきますが、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。なお、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合は、託送供給の終了に必要な作業及び当社への報告を不要といたします。</p> |
| <p>(10) 託送供給依頼者からの個別契約の終了の申し込みがない場合であっても、既に転居されている等、明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。この場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。</p> | 変更 | <p>(10) 託送供給依頼者からの個別契約の終了の申し込みがない場合であっても、既に転居されている等、明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。この場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。</p> |
| <p>— 2部料金での契約の場合 —</p> | | <p>— 2部料金での契約の場合 —</p> |
| <p>(11) 締結済みの個別契約の変更を希望する場合、変更の適用を希望する日以前に、その旨を当社まで申し込みしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。</p> | 変更 | <p>(11) 締結済みの個別契約の変更を希望する場合、変更の適用を希望する日以前に、その旨を当社まで申し込みしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。</p> |
| <p>(12) (11)の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとします。</p> | 変更 | <p>(12) (11)の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとします。</p> |
| <p>(13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申し込みしていただきます。</p> | 変更 | <p>(13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申し込みしていただきます。なお、供給者切替の場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して5営業日前までに申し込みをしていただきます。ただし、供給者切替の場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10(5)または10(13)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。</p> |
| <p>(14) (13)の申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって個別契約が終了するものとします。</p> | 変更 | <p>(14) (13)の申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって個別契約が終了するものとします。</p> |
| <p>(15) 託送供給依頼者は個別契約の終了日以降に、託送供給の終了に必要な作業を行い、原則として5営業日以内に当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。</p> | 変更 | <p>(15) 託送供給依頼者は個別契約の終了日以降に、託送供給の終了に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は、4営業日以内に行っていただきますが、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。なお、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合は、託</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|---|--|--|
| 以下省略 | | <p style="text-align: center;">送供給の終了に必要な作業及び当社への報告を不要といたします。</p> 以下省略 |
| <p>30. 託送供給契約消滅後の関係</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(2)に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結時にに交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> | 変 更 | <p>30. 託送供給契約消滅後の関係</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(2)に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結前にに交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができるものといたします。</p> |
| <p>VI. ガス工事</p> <p>当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結時にに交付する書面に記載し需要家へ通知していただきます。</p> <p>33. ガス工事の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方（以下「工事申込者」といいます。）は、当社が別途定める契約条件に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます（35(1)ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>(4) ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社は、(1)の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p> <p>② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって、次の消費機器を算出の対象から除きます。</p> <p>イ. オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの</p> <p>ロ. 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとします。）</p> <p>③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、工事申込者と協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。</p> <p>④ 当社は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、当社が特別の事情があると判断したときは、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。</p> <p>⑤ 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>VI. ガス工事</p> <p>当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結前にに交付する書面に記載し需要家へ通知していただきます。</p> <p>33. ガス工事の申込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方（以下「工事申込者」といいます。）は、当社が別途定める契約条件に基づき、当社にガス工事の申込みをしていただきます（35(1)ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>(4) ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社は、(1)の申込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p> <p>② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって、次の消費機器を算出の対象から除きます。</p> <p>イ. オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの</p> <p>ロ. 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとします。）</p> <p>③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、工事申込者と協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。</p> <p>④ 当社は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、当社が特別の事情があると判断したときは、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。</p> <p>⑤ 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替え</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|---|--|---|
| <p>維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。</p> <p>34. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社は、33(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。</p> <p>35. ガス工事の実施</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。</p> <p>以下省略</p> <p>(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。</p> <p>以下省略</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>等〇維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。</p> <p>34. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社は、33(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>以下省略</p> <p>(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。</p> <p>35. ガス工事の実施</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。</p> <p>以下省略</p> <p>(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>36. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>36. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|--|------------|--|
| <p>額を加えたものといいたします。)は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合は、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p> <p>(11)～(12)省略</p> <p>(13) 需要家等の所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。)は需要家等に負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といいたします。</p> | <p>変 更</p> | <p>額を加えたものといいたします。)は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合は、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p> <p>(11)～(12)省略</p> <p>(13) 需要家等の所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。)は需要家等に負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といいたします。</p> |
| <p>37. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担</p> <p>— 工事負担金 —</p> | <p>変 更</p> | <p>37. 本支管及び整圧器の新設・入取替えに伴う費用の負担</p> <p>— 工事負担金 —</p> |
| <p>(1) 本支管及び整圧器 (36(6)の整圧器を除きます。)は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器 (36(6)の整圧器を除きます。)は、当社が他の需要家等への託送供給のためにも使用いたします。</p> | <p>変 更</p> | <p>(1) 本支管及び整圧器 (36(6)の整圧器を除きます。)は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器 (36(6)の整圧器を除きます。)は、当社が他の需要家等への託送供給のためにも使用いたします。</p> |
| <p>① ガス工事の申こ込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器 (別表第5に掲げる本支管及び整圧器のうち、予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。)の設置工事に要する費用 (以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといいたします。)が別表第6の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> | <p>変 更</p> | <p>① ガス工事の申込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器 (別表第5に掲げる本支管及び整圧器のうち、予定使用量の供給に必要な最小限度の口径のものをいいます。)の設置工事に要する費用 (以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといいたします。)が別表第6の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> |
| <p>② ガス工事の申こ込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額 (全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額 (消費税等相当額を含まないものといいたします。)の平均額のうち、材料価額 (消費税等相当額を除いたものといいたします。)に相当する額をいいます。)を差し引いた金額 (以下「入取替工事費」といいます。)が別表第6の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> | <p>変 更</p> | <p>② ガス工事の申込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額 (全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額 (消費税等相当額を含まないものといいたします。)の平均額のうち、材料価額 (消費税等相当額を除いたものといいたします。)に相当する額をいいます。)を差し引いた金額 (以下「入取替工事費」といいます。)が別表第6の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> |
| <p>③ ガス工事の申こ込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第6の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> | <p>変 更</p> | <p>③ ガス工事の申込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第6の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> |
| <p>— 複数の工事申込者から申こ込みがあった場合の工事負担金の算定 —</p> | <p>変 更</p> | <p>— 複数の工事申込者から申込みがあった場合の工事負担金の算定 —</p> |
| <p>(2) 複数の工事申込者からガス工事の申こ込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積りを行い、工事を実施することができるときには、その複数の工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。</p> | <p>変 更</p> | <p>(2) 複数の工事申込者からガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積りを行い、工事を実施することができるときには、その複数の工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。</p> |
| <p>(3) 省略</p> | <p>変 更</p> | <p>(3) 省略</p> |
| <p>(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全ての工事申込者の申こ込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。</p> | <p>変 更</p> | <p>(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全ての工事申込者の申込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。</p> |
| <p>(5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申こ込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申こ込みを1つの申こ込みとして取り扱うことがあります。</p> | <p>変 更</p> | <p>(5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申込みを1つの申込みとして取り扱うことがあります。</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|--|---|---|
| <p>ます。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申_レ込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申_レ込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申_レ込みがあった場合には、次により取り扱います。</p> <p>① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって建築事業者等により、ガス工事の申_レ込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。</p> <p>② 申_レ込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第6の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。</p> <p>③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申_レ込みを受けたときに、3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。</p> <p>38. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社は、37の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス工事の申_レ込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器(36(6)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態となった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>以下省略</p> | <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> | <p>(6) 省略</p> <p>(7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合には、次により取り扱います。</p> <p>① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。</p> <p>② 申込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第6の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。</p> <p>③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申込みを受けたときに、3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。</p> <p>38. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社は、37の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス工事の申込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器(36(6)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態となった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>Ⅶ. 保 安 等</p> <p>39. 供給施設の保安責任</p> <p>託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結_時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> <p>以下省略</p> | <p>変 更</p> | <p>Ⅶ. 保 安 等</p> <p>39. 供給施設の保安責任</p> <p>託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結_前に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができるものといたします。</p> <p>以下省略</p> |

| 旧 | 区分 | 新 |
|--|--------------|--|
| <p>40. 保安に対する託送供給依頼者の協力</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。また、マイコンメーターの保安機能の設定変更等の操作を行う場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p> <p>以下省略</p> | 変更 | <p>40. 保安に対する託送供給依頼者の協力</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替え<u>等</u>の維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。また、マイコンメーターの保安機能の設定変更等の操作を行う場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>41. 保安に対する需要家等の協力</p> <p>託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 需要家等は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p> <p>以下省略</p> | 変更 変更 | <p>41. 保安に対する需要家等の協力</p> <p>託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができるものといたします。</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 需要家等は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替え<u>等</u>の維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>42. 需要家等の責任</p> <p>託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> <p>以下省略</p> | 変更 | <p>42. 需要家等の責任</p> <p>託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができるものといたします。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>43. 供給施設等の検査</p> <p>託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> <p>以下省略</p> | 変更 | <p>43. 供給施設等の検査</p> <p>託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができるものといたします。</p> <p>以下省略</p> |
| <p>44. 消費段階におけるガス事故の報告</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) 託送供給依頼者は、(1)に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて、小売供給契約時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときは、提出を省略することができるものといたします。</p> | 変更 | <p>44. 消費段階におけるガス事故の報告</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) 託送供給依頼者は、(1)に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、家庭用などの年間契約量が一定規模未満の場合で、当社が当該承諾について書面の提出を不要と判断したときには提出を省略することができるものといたします。</p> |

| 旧 | 区 分 | 新 |
|--|------------|--|
| <p>付 則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>平成30年9月1日</u>から実施いたします。</p> | <p>変 更</p> | <p>付 則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2019年10月11日</u>から実施いたします。</p> |
| <p>(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額</p> <p>(1)～(2) 省略</p> | <p>追 記</p> | <p>(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 別表第1(2)の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、(1)及び(2)により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。</u></p> <p><係数></p> <p><u>最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・2</u></p> <p><u>最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合・・・4</u></p> |